

一般社団法人体験設計支援コンソーシアム

共創プロジェクト 細則

第1項（定義）

共創プロジェクトは一般社団法人体験設計支援コンソーシアム（以下 CXDS という）の目的のひとつである体験設計を行う中小企業・個人事業主が新たなビジネスを実現させるために様々な領域の企業が協業して進めるプロジェクトである。

第2項（目的）

多様な業種・業界の中小企業、個人事業主が集まり、所有する企画力、技術力、開発力、生産力、販売力、サービス力などをそれぞれが駆使して、協業により新たな経験価値を生む体験設計を行える環境作りをすることが目的である。

第3項（役割）

共創プロジェクトは CXDS 会員の発案によるテーマで行われる。これに関わる CXDS 会員はこれを運営し、体験設計の成果を上げる。CXDS 会員はこれを支援する。

第4項（方法）

- ① 共創プロジェクトの起案は CXDS 正会員によって行われる
- ② 起案者はプロジェクト管理者として責任を持って推進する。
- ③ 起案者が他のプロジェクトメンバーに管理者を委託することもできる。
- ④ 起案者はプロジェクトの内容と CXDS 正会員の登録内容を鑑みて、メンバー候補を選定する。
- ⑤ 起案者は共創プロジェクトの目的、成果、対価を明確にして、メンバー候補に個別の参画への打診を行う。
- ⑥ 起案者に施主（クライアント）がいる場合、管理を別のメンバーで進めるといふ施主の意向があるときは、施主の意向に沿う。
- ⑦ 起案者、管理者、その他メンバーとの合意ができれば、秘密保持契約（NDA）を締結し、プロジェクトをスタートさせる。
- ⑧ 対価の配分や作業に伴う工数の見積もりについては適宜プロジェクト内で協議して進める。
- ⑨ 共創プロジェクトの管理運営は CXDS と関わりなく行う。
- ⑩ 成果が公表できる段階になったら、CXDS での情報公開を行い、賛助会員、顧客への対応を始める。

第5項（制約）

- ① 共創プロジェクトの参加候補となった企業はあらかじめ調印した CXDS の NDA を遵守し、そのプロジェクトのオリエンテーションを聞く。
- ② 共創プロジェクトメンバーは、プロジェクトを始めるに当たり、NDA に於ける機密の範囲、開示許容者を明確にする書面を交わす。
これは不正競争防止法の営業秘密を守り、競業禁止義務を設けるためである。
- ③ 共創プロジェクトの成果は CXDS 会員へ会の発展のため、発表を望むが、基本的に公開の義務は負わない。

第6項（仲裁）

その他会員によるプロジェクト内で協議が紛糾した時は CXDS 理事会で協議し、仲裁する。

2019年5月24日

以上